

子子未保施第3944号
令和6年3月29日

一般社団法人
さいたま市私立保育園協会
会長 大野 智子 様

さいたま市長 清水 勇人



令和6年度さいたま市保育予算及び保育行政に関する要望事項（回答）

令和5年11月2日付け提出のありました標記要望事項につきまして、別添のとおり回答いたします。

本市といたしましても、ご要望にございます保育の質の向上が重要であると考えております、令和6年度につきましては下記のとおり、新規及び拡大事業を実施してまいります。引き続きご理解ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

記

1 新規事業

(1) こども誰でも通園制度（仮称）の試行的実施

月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず柔軟に利用できる新たな制度の創設に向けた試行的事業の実施

(2) さいたま市保育士奨学金返済支援事業

市内の私立認可保育所等で就労を開始する保育士の奨学金返済に係る経費の一部を補助

2 拡大事業 ※拡大部分のみ記載

(1) さいたま市保育体制強化事業

登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など、一部の時間帯におけるスポット的な支援者の配置に必要な経費を補助

(2) さいたま市保育補助者雇用強化事業

潜在保育士の再就職を促進するため、保育士資格を持つ者が保育補助者として現場で従事する場合の雇上げに必要な経費を補助

(3) さいたま市保育所等における業務効率化推進事業

キャッシュレス決済に係るシステムの導入に必要な経費の一部を補助

【連絡先】

さいたま市子ども未来局
子育て未来部 保育施設支援課
電話 048-829-1866
FAX 048-829-2516

さいたま市子ども未来局
子育て未来部 幼児・放課後児童課
電話 048-829-1885
FAX 048-829-2516

さいたま市子ども未来局
子育て未来部 のびのび安心子育て課
電話 048-829-1928
FAX 048-829-2516

さいたま市子ども未来局
子育て未来部 保育課
電話 048-829-1865
FAX 048-829-2516

さいたま市子ども未来局
子ども育成部 子ども政策課
電話 048-829-1909
FAX 048-829-1960

令和5年11月2日

さいたま市長
清水 勇人 様

一般社団法人 さいたま市私立保育園協会
会長 大野 智子

令和6年度さいたま市保育予算及び保育行政に関する要望事項

日頃より、さいたま市私立保育園協会に対して格別のご指導並びにご鞭撻を賜り、厚く感謝申し上げます。また、子育て支援施策並びに保育事業の充実向上に格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

物価の高騰の状況下の中、食材費や水道光熱費の節約を行いながら、保育現場において保育の質の低下がないように取組みを行っております。

本年4月から子ども家庭庁が始動し、『こどもまんなか社会』実現のために保育園には更なる保育ニーズも多様化、障がい児に対する関わりや医療的ケア児への今後の対応・検討・研究はもちろんのこと、子ども達の体調管理やアレルギー対応、保育者の処遇の低さの課題も依然として残っております。加えて業務量の多さなど構造的な負担がある中で、多くの職員が肉体的にも精神的にも疲弊が増してきている実感が強くあります。利用者並びにそれを取り巻くさいたま市に住む人々に対して安心で豊かな場所づくりの実現に向け、さいたま市で子どもを産んで働きたいと思える環境を独自に整備し、多様な人材を確保していくことが必要だと考えています。

認可保育園の置かれている現状は大変厳しい状況をご理解いただき、保育の質の改善につながる要望についてご理解願うと共に、さいたま市私立保育園協会として以下に令和6年度の保育予算に関する要望事項を取りまとめましたので、ご高配の程よろしくお願ひ申し上げます。

なお、各項目のご回答については、文章で頂きますようお願い申し上げます。

令和6年度に向けた最重点要望項目

一、物価高騰における処遇の堅持・改善
現行制度の拡充・運営人員に係わる拡充

一、借地料の補助
借地に対する補助の創出

一、看護師配置
多様な保育ニーズに対応する保育処遇の改善

令和6年度のさいたま市保育予算及び保育行政に関する要望書

一般社団法人 さいたま市私立保育園協会

項 目

■子どもの権利保障に関する事項

- ・子どもの権利を保障するための豊かな環境作りを進めて下さい。

■地域子育て支援事業の充実に関する事項

- ・『こども誰でも通園制度（仮称）』創設して下さい。
- ・子育て支援センター設置促進事業の柔軟な対応を進めて下さい。

■待機児解消に関する事項

- ・待機児解消に向けては、全国的な状況も鑑みて、今後の少子化の状況、既存保育所とのバランスを注視し、質の確保に重点を置き、適正な質と量を維持するよう努めて下さい。

■保育士の待遇改善に関する事項

- ・現行制度における、職員雇用対策補助事業並びに職員待遇改善費補助事業の増額を検討して下さい。
- ・公私間の給与等の待遇格差を是正して下さい。
- ・保育士確保に関する具体的・効果的な支援策を実行し、人員配置数の堅持並びに更なる改善、人手不足の改善をして下さい。
- ・安全・安心な保育環境の充実を図るため保育業務の省力化を進めるための必要な措置を講じて下さい。
- ・既存保育所の定員割れが加速しています。今後の少子化も鑑み、保育所の配置に対応するためにも乳児途中入所促進事業の復活や柔軟な運営体制の構築ができるよう検討を求める。

■借地料に関する事項

- ・借地を利用した保育所の賃借料について、検討を進めて下さい。

■保育の質の向上に関する事項

- ・施設面積や保育士の人数等、さいたま市独自の基準を堅持し、更なる質の向上の検討を進めて下さい。
- ・看護師雇用について助成して下さい。
- ・栄養士1人を常勤雇用し、アレルギー児への対応や、栄養・給食業務を充実させ、安心で安全な給食が子どもたちに提供できるよう、補助金を増額して下さい。
- ・障がい児保育の加配認定について、事前の面談、入所後の加配認定方法等、受入が更に進められるよう柔軟な基準策定を検討して下さい。
- ・学識経験者、専門知識や資格を持った方が協働的に保育を支援する体制づくりができるよう検討して下さい。
- ・研修事業に関する代替職員を確保する為の措置を講じて下さい。
- ・保育士配置+1名以上で配置をした際に加算する制度を創設してください。
- ・さいたま市私立保育園協会に関する研修補助費を増額して下さい。

■保育行政に関する事項

- ・新たな制度創設や保育制度の改正などに対しては、施設へ分かりやすい丁寧な行政説明をして下さい。
- ・様々なニーズの変化に伴い、保育所の量的・質的变化が求められています。幼保連携型認定こども園・保育所が他認定こども園への移行を柔軟に検討できるよう検討を進めて下さい。

■公募の公平性に関する事項

- ・保育所の公募が更に公平となる評価基準作りを進めて下さい。

■宿舎借り上げ支援事業の充実に関する事項

- ・保育士宿舎借り上げ支援事業の継続、市単独補助における制度の拡充をお願いします。

■その他

- ・幼児教育の無償化に伴う副食費の徴収事務軽減策について、検討を進めて下さい。
- ・さいたま市独自の物価高騰の補助金の検討を進めて下さい。

■子どもの権利保障に関する事項

- ・子どもの権利を保障するための豊かな環境作りを進めて下さい。

本年4月より、こども家庭庁が発足されました。その中でこども基本法が制定され『こどもまんなか社会』が強く強調されるようになりました。今まで以上にさまざまな施策が進み、子どもの権利に関しての考え方の重要性は高まっています。同時に、近年では市内外において痛ましい虐待に伴う事件・事故も多く市民の目にさらされるようになり、さいたま市としてもこの問題に声を上げる必要性が高まっていると考えられます。子どもの権利に関する条例の制定、市民への周知、専門家の育成、有効な監視機関の設置、子どもの遊び場の確保、虐待や貧困問題への取り組みの強化、そして保護者の育児支援・相談対応など、子ども家庭福祉施策として子どもや保護者の声に耳を傾けながら、権利を守り生存と発達を保障するために必要な措置を講じて下さい。

【回答】

子どもの権利を保障するための豊かな環境づくりについて、本市では、令和2（2020）年度～令和6（2024）年度までの5年間を計画期間とする『第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン』を策定し、「子ども・青少年の幸せと命の尊さを第一に考え、未来を担うすべての子ども・青少年が輝いて生きられるまち」の実現に向けて、乳幼児期から青少年期に至るまで切れ目のない支援・施策を推進しているところです。

この計画は計画期間が令和6年度であることから、次期計画の策定に向け、今年度は子どもや保護者、青年など様々な方に対する基礎調査（意識調査）を行ってまいります。また、来年度の計画の策定にあたりましても、こども基本法の理念を踏まえ、子どもや保護者等からの意見聴取を行いながら、検討を進めてまいります。

今後も、未来を担う子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、その個性が尊重され、健やかに育ち、自立し、夢と希望を持ち、輝けるよう、引き続き、各種事業を推進してまいります。

■地域子育て支援事業の充実に関する事項

- ・『こども誰でも通園制度（仮称）』創設して下さい。

こども未来戦略方針の『2.全てのこどもが・子育て世帯の対象とする支援の拡充』の（3）全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充～『こども誰でも通園制度（仮称）』の創設～との記載があります。

地域の子育て拠点としての保育所の役割は大きいと考えております。0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、子育て支援の強化を求められます。全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するために検討して下さい。

【回答】

「こども誰でも通園制度（仮称）」につきまして、国においては、令和6年度からは制度の本格実施を見据えた形で試行的事業を実施することとしております。

本市といたしましても、限られた保育資源の中で、未就園児の保護者の負担軽減や孤立を防ぎ、安心して子育てができるよう、国の今後の制度設計の動向やモデル事業を先行して実施している他自治体の事例を注視し、本市における保育需要や保育士確保の状況等も見極めながら、令和6年度における試行的事業の実施について検討を進めてまいります。

- ・子育て支援センター設置促進事業の柔軟な対応を進めて下さい。

子育て支援センター設置が必要な理由は、大きく3つ考えられます。1つ目は、子どもと親を取り巻く事情が大きく変わってきたことです。現在の親の多くは兄弟の子育てを身近に見たり、小さな子どもの世話を経験したりする機会が減少したことによって、子どもが育つということの実感がなくなってきた

ていることです。

2つ目は、地域の子育て力が低下してきたことです。一昔前は、地域で子どもの成長を喜ぶ社会でしたが、「地域社会の崩壊」あるいは「地域社会の再生」という言葉があるように、機能的意味・お付き合いという意味の地域・コミュニティと変化していると考えております。地域社会の機能の1つであった子育ての支え合いも当然弱くなっています。

3つ目、保育所及び幼稚園、認定こども園にも所属していない子どもの多さ、0~2歳児の子どもたちでは、約6割が自宅あるいは地域で、毎日の生活を送っています。

保育所のニーズは多様化しています。児童福祉を支える根幹としての機能を高め、地域に根ざした施設としての機能を高めるためにも、子育て支援の主たる場として『子育て支援センター設置促進事業』の設置の柔軟な対応を検討して下さい。

【回答】

子育て支援センターについては、地域の子育て支援機能の充実に寄与するものと考えており、その中で保育所の役割は大きいものと考えております。単独型子育て支援センターや公立保育所のあり方を含め民間保育所での設置について検討してまいります。

■待機児解消に関する事項

・待機児解消に向けては、全国的な状況も鑑みて、今後の少子化の状況、既存保育所とのバランスを注視し、質の確保に重点を置き、適正な質と量を維持するよう努めて下さい。

コロナ禍の状況下、定員充足することのできない園がでてきています。一方地域によっては、人口流入が予測され、保育所ニーズが高まる地域がある事も事実です。既存保育所とのバランスを注視し、園庭や園舎の面積基準、保育士資格者の全員配置など、保育の質が確保された状態を維持し、認可保育園を適正に整備することを求めます。既存保育所の定員変更なども柔軟に認め、子どもに対する処遇が改善できることを検討するなど、既存園の保育士不足に対する対応と合わせて、徹底することを求めます。

【回答】

本市では、これまで待機児童解消に向けて、認可保育所等の積極的な整備を進めてきたところです。令和4年度には19施設、定員956人分の認可保育所等の整備を進めたことにより、令和5年4月1日現在の待機児童数は0人となりました。

待機児童ゼロの維持のため、今年度も、保育需要の増加が見込まれる地域を中心に、認可保育所及び認定こども園7施設、小規模保育事業及び事業所内保育事業、家庭的保育事業10施設の新設及び増改築により、合計で643人分の定員を増やすための施設整備を進めています。

これらの取組により、保育の受け皿が充足しつつある地域がある一方で、土地区画整理事業等に伴う宅地開発や、駅周辺におけるマンション開発などにより保育需要の更なる増加が見込まれる地域もあることから、既存施設とのバランスも考慮しながら、引き続き、認可保育所等の適正な整備に努めてまいります。

また、園庭や園舎の面積基準や職員の配置基準については、保育需要が高いものの保育施設の整備が進みにくい地域があることや保育士の確保が困難な事例が生じていることを考慮し、市の指定する鉄道駅の周辺に限り、駅前型保育所等として施設の基準を緩和する措置を実施するとともに、令和3年4月1日から当分の間に限り、市の定める要件に該当する保育士等の資格を持たない職員を保育士等とみなせる特例を実施しております。

併せて、既存保育所の定員変更については、地域の保育需要を勘案しながら、施設の設備基準や職員配置基準を満たす範囲内で、事業者と協議の上、必要に応じて行ってまいります。

既存園の保育士不足に対する対応については、職員雇用対策費補助金、職員待遇改善費補助金による市独自の職員給与の上乗せ補助、保育士宿舎借り上げ支援事業、保育体制強化事業、保育補助者雇

上強化事業等を引き続き実施してまいります。

なお、令和6年度からは、保育体制強化事業においては、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など一部の時間帯におけるスポット的な支援者の配置に係る経費を補助対象に拡充いたします。保育補助者雇用強化事業においては、潜在保育士（保育士資格を持つ方）を補助対象者に拡充いたします。

今後も、雇用促進、離職防止に向けた様々な保育士確保施策を総合的に展開することにより、引き続き安定的な施設運営を支援してまいります。

■保育士の待遇改善に関する事項

- ・現行制度における、職員雇用対策補助事業並びに職員待遇改善費補助事業の増額を検討して下さい。

保育士不足が叫ばれる中、他地域への保育士の流出防止のため、他都県他市でも様々な施策をもって保育士待遇の向上に取り組まれています。他都県他市の具体例は以下をご覧下さい

東京都	常勤 保育者1名 44,000円
千葉県	常勤 保育者1名 20,000円
川口市	常勤 保育者1名 20,000円～28,000円
三郷市	常勤 保育者1名 30,000円 *担任を持つ職員のみ
松戸市	常勤 保育者1名 45,000円～78,000円

現在、さいたま市においても職員雇用対策補助事業や職員待遇改善費補助事業の増額にて対応して頂いていますが、他都県他市と比較すると他地域への保育士の流出防止を対策としては不十分であると考えられます。令和3年度の他都県の保育士の年間所得の比較を以下でさせていただきます。

東京都	448.1万円
千葉県	415.2万円
神奈川県	391.3万円
埼玉県	368.5万円 さいたま市の現行制度の補助金年額19.35万円を足すと387.85万円

近隣の都県との比較のとおり、年間所得に差が出ております。その結果他地域への転職に繋がることが予想されます。

なお、令和2年の全国の有効倍率は2.49%、近隣の都県の有効倍率は埼玉県3.70% 東京都3.50% 千葉県2.00% 神奈川県1.93%となっており保育士の他地域への保育士の流出防止は急務であると考えております。

また、近年、保育士の待遇に対する考え方は高まりを見せており、さいたま市に置かれましても益々の保育の質の向上のために、保育士を行なうならさいたま市が1番となり継続的にさいたま市で保育士として働くことができる環境を整えて下さい。

最後に、両事業について堅持はもちろんのこと、法定福利費、法改正に伴う同一賃金同一労働への対応を考慮し、待遇向上に直接的に結びつく事を検討し、現行制度の更なる拡充を図ることによって、更なる待遇の拡充を図るよう検討して下さい。

【回答】

保育士の待遇改善については、市独自の職員雇用対策費補助金、職員待遇改善費補助金による職員給与の上乗せ補助を引き続き実施してまいります。

国の「こども未来戦略方針」におきましても、「民間の給与動向等を踏まえた保育士等の更なる待遇改善を検討する」とされておりましたことから、引き続き国の動向を注視しながら待遇改善を含めた保育士確保施策の拡充を積極的に検討してまいります。

法定福利費等の考慮を含めた保育士の待遇改善の拡充については、引き続き研究してまいります。

- ・公私間の給与等の待遇格差を是正して下さい。

公立園で働く保育士には「公務員」として自治体の定めた給与表に沿った運営費が入る為、民間の保育士との間に大きな待遇格差が生まれています。保育士不足が加速する昨今、公私間では様々な待遇面に大きな開きがある事を学生も心得ており、公立園の職員募集が民間の求人活動を切迫しています。また同一労働同一賃金やイコールフッティングといった議論が話題に挙がる中で、市が積極的に不平等な現状を改善していくことを望みます。そこで公私間の給与格差を是正するため名古屋市の「公私間格差是正制度（民間社会福祉施設運営費補助金）」などを参考に当市の補助制度の抜本的な検討が必要です。

【回答】

公・私施設間における職員の初任給、諸手当等水準の格差是正および法人における定昇財源の確保という観点から、人事院勧告に基づく保育単価の引き上げや保育所運営費の加算を行う施設に対して待遇改善等加算を給付しております。

今後も、公・私間の給与格差については、現行制度を維持しつつ国の動向を注視してまいります。

・保育士確保に関する具体的・効果的な支援策を実行し、人員配置数の堅持並びに更なる改善、人手不足の改善をして下さい。

保育士不足の問題は、待遇面での改善と慢性的な人手不足から来る働き方の問題点が指摘されています。保育現場では業務量の多さから厳しい勤務体制や残業などを強いられるケースが多く、こうした待遇面の過酷さが、出産や育児、介護といった際の離職率を上げ、保育士不足を引き起こすという悪しき循環が続いています。重大事故を受けて、安心安全のためにも、プール監視者の配置や散歩時の見守りなどの業務量が増えていたので、それに対する人手の増員は保育士負担を減少し、保育の質的向上にもつながります。令和6年度以降に1歳児5名の基準が公定価格組み込まれても市の単独補助で1歳児4名の基準の維持並びに実態に即した手当の維持及び向上、2歳児5名の基準創設など、人員配置数を増やす事を要望します。

また、派遣会社や人材紹介に頼らず人材確保ができるよう、市として保育士確保に関する効果的な支援策を講じて下さい。

【回答】

保育士の負担を軽減し、就業継続を図ることを目的として、保育に係る周辺業務を行う用務員等の配置を支援する保育体制強化事業を実施しており、令和6年度からは、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など一部の時間帯におけるスポット的な支援者の配置に係る経費を補助対象に拡充いたします。また、令和4年度からは、保育士資格取得を目指す保育補助者の雇上げに係る経費を補助する保育補助者雇上強化事業を実施しており、令和6年度からは、潜在保育士（保育士資格を持つ方）を補助対象者に拡充いたします。

保育士宿舎借り上げ支援事業については、より多くの保育施設に利用していただくため、本市では1施設あたり3戸を上限としております。現状の運用に加え、市外からの保育士の新規採用時の戸数制限の撤廃や同一人の継続利用年数を延長するなど、より利用しやすい制度改正を行っております。さらに、同事業が恒久的な事業となるよう国に対して要望を実施しております。

また、現在実施している保育士・保育教諭の子どもの保育施設優先利用、保育士修学資金貸付事業等の保育士確保施策及び保育士資格取得に向けた施策を展開し、現行どおりの配置基準を維持してまいります。

以上の取組のほか、本市独自の保育士確保施策である保育士採用プロモーション活動や保育体感ツアーや事業を貴協会と連携して実施していくとともに、令和6年度から新たに保育士奨学金返済支援事業を実施いたします。今後も保育士確保につながる様々な取組の実施等について検討してまいります。

・安全・安心な保育環境の充実を図るためにも保育業務の省力化を進めるための必要な措置を講じて下

さい。

多忙な保育の業務量を減らす為、ICT化に関する補助事業を行って頂いているところではあります
が、日々の保育に加え、保護者への対応や配慮が必要な子への対応、膨大な書類業務は依然として課題
となっております。また、保護者の働き方も多様化が進み、幼児教育を行う共通の施設として保育園や
幼稚園、認定こども園が一緒になって保護者への様々な支援を行っていく必要があり、対応が求められ
るようになりました。保育の質の低下を伴わずに業務が出来るよう、各種書類などの簡略化や保育現場
へのサポート体制の構築、保護者の働き方にあわせた具体的な支援の実施など、必要な措置を講じて下
さい。

【回答】

職員の負担軽減のため、業務効率化推進事業補助金、保育体制強化事業補助金、安全対策事業補助金、
保育補助者雇用強化事業補助金等の事業を展開しているところです。

また、提出書類の簡略化については、提出書類の簡素化、入力項目の自動計算化に加え、提出方法も
郵送から電子申請に適宜変更しているところではありますが、引き続き改善を進め、各区支援課に配置
する保育コーディネーターを活用した保護者対応へのサポート体制の構築等、業務省力の支援につなが
る取組にも努めてまいります。

・新型コロナウイルス感染症の影響により既存保育所の定員割れが加速しています。今後の少子化も鑑
み、保育所の配置に対応するためにも乳児途中入所促進事業の復活や柔軟な運営体制の構築ができるよ
う検討を求めます。

新型コロナウイルス感染症が指定感染症第5類に引き下げられ人々の活動が新型コロナウイルス感染
症以前に戻りつつあります。その新型コロナウイルス感染症の少子化に関わっているのではないかとの
研究も行われております。

2022年の出生数は77万人747となり2022年の合計特殊出生率は、1.26と過去最低となりました。
岸田内閣は少子化の進行に歯止めをかけるため異次元の少子化対策を掲げており、私たち認可保育所は
少子化対策においても重要な役割を担う施設考えております。

しかし、出生率の減少により既存保育所の定員の割れが加速しています。特に4月当初の3号認定こ
どもの減少は認可保育所の運営にとって大きな影響を与え閉所の選択を行わないといけない保育所も
今後出てくる可能性もあります。近隣他市町村においては、乳児途中入所促進事業を柔軟に活用し、既
存保育所の新型コロナウイルス感染症における対応を支えるセーフティーネットの役割を果たしました。
また、練馬区においては空いた保育室を1才児の1年保育として活用し、柔軟な対応をするなどの
事例も見られます。

また、さいたま市においても今後のこととも鑑み、埼玉県で実施している乳児途中入所促進事業の復活
や他市町村の事例も参考に、1年保育の実施など柔軟な対応ができるよう検討して下さい。

【回答】

柔軟な運営体制の構築に当たりましては、地域の保育需要を勘案しながら、施設の設備基準や職員配
置基準を満たす範囲内で、定員の弾力的な運用など、事業者と協議の上、必要に応じて行ってまいりま
す。

また、既存保育所の定員割れについては、令和4年4月から一部の公立保育所で0歳児等の定員を見
直し、受入数を減じることで、民間保育所への入所を促しております。

施設に対する助成等のあり方については、今後の保育需要及び受け皿の状況等を見ながら研究してま
いります。

■借地料に関する事項

- ・借地を利用した保育所の賃借料について、検討を進めて下さい。

市内の土地の賃借料の高騰により、園運営を行う施設の財政を圧迫し、結果として保育士待遇並びに保育の質の低下を招く一因にもなっております。特に昨今建築費高騰や、保育士の採用難も重なる中、近隣他市も施策に乗り出しております。例えば、他の政令市（例えば横浜市や川崎市）では独自に賃貸料補助や無償提供を行うことなどを実施する自治体も増えてきております。こういった状況を踏まえ、他市の実態を調査し、それに倣い市単独の補助の創設・検討を要望します。これらは市内だけの問題ではなく、都市部保育所整備の大きな課題の一つとして取り上げ、賃借料補助について国に向けた要望を提出することを検討して下さい。

【回答】

借地における認可保育所等の整備については、国の保育所等整備交付金の「土地賃借料加算」により工事着工前の土地賃借料が補助対象となっていることから、本市においては、当該制度に基づく補助を行っているところです。

また、賃借料に対する補助の拡充については、21大都市児童福祉主管課長会議などを通じて国に要望しておりますので、引き続き機会をとらえて要望してまいります。

■保育の質の向上に関する事項

- ・施設面積や保育士の人数等、さいたま市独自の基準を堅持し、更なる質の向上の検討を進めて下さい。

国で運営費や各種補助金の組み換えが行われている最中ですが、質の向上を目指した子ども子育て支援新制度の主旨を鑑み、さいたま市における単独の補助金を削る事や、最低基準の緩和等により、保育環境が劣化する事の無い様に要望します。さいたま市の1歳児における補助基準については堅持していただいておりますが、一方で近隣都市は東京の待遇改善にあわせて更なる施策を打ち始めています。また、基準緩和は子どもの生活空間を狭め、保育士一人当たりの子どもの人数が増えることになり、保育の質の面から見ると職員の余裕がなくなり、事故につながるような不安要素が増大することから、是非とも現状の基準の維持、向上に向けた検討を進めて下さい。

【回答】

本市では、保育需要が年々増加していることから、保育需要が高いものの保育施設の整備が進みにくい鉄道駅を市が指定し、その周辺では、駅前型保育所等として施設の基準を緩和する措置を実施しているところです。

また、保育士の配置基準については、全国的に保育施設の整備が進む中、保育士の確保が困難な事例も出てきていることから、保育士不足により運営に支障が生じた場合に備え、安定的な施設運営を確保することを目的として、保育士配置の特例を令和3年4月1日から実施しております。

本市では、安心・安全な保育環境の確保には、施設や職員配置などの基準も重要であると考えていることから、上記の措置を例外的に実施しているところであり、原則として、現在の基準を維持してまいりたいと考えております。

- ・看護師雇用について助成して下さい。

看護師配置について、さいたま市は0歳児9人以上で配置することとしておりますが、保育園の現状と子どもの健康管理問題・保護者対応は多義に渡り、保育士の専門領域を超えた問題に現場の負担が増えています。さいたま市の住環境の充実が進む中、働く場所が遠方であってもさいたま市に住みたいと考える市民ニーズの向上、併せて核家族化が進む中、体調不良を起こした子ども達がすぐに迎えに来ることができなくなる現状などにより、各保育園においても体調不良児に対しての様々な対応が求められるようになりました。加えて、障がい児保育や医療的ケアへの対応・検討を勧めることはもちろん、食物アレルギーのある子ども、内臓疾患など専門的知識を必要とする事例

に適切に対応する体制を整えることなど、医療の知識を持った専門家の配置の必要性が増しています。また、医療的ケア児を受け入れる保育園の施設整備も増え、益々看護師のニーズは深まりを増すところです。これらを踏まえ国の体調不良児対応型の制度を利用する等、医療的ケアを受け入れる園においては看護師の更なる配置を、そうでない園においても看護師の配置が出来る体制作りを進めることを要望します。

正看護師担当職員として、1人雇用できる補助が必要です。

看護師①給与 1,600円×8h=12,800円×20日=256,000円

1日8h×12ヶ月=3,076,000円

②賞与 4ヶ月=1,024,000円

③法定福利費 ①+②=4,100,000円×15%=615,000円（概算）

① + ② + ③ = 4,715,000円

【回答】

看護師雇用に係る助成については、医療的ケア児保育実施施設に対して国の補助制度活用や市単独事業により補助を行っているところです。健康観察等を行う看護師の配置については、本市固有の事情ではなく制度として恒久的に加配されるべきことから、引き続き国に対して公定価格における新たな加算制度の創設等の提案・要望を行ってまいります。

なお、体調不良児対応型病児保育については、病児保育事業の1つの事業となるため、病児保育事業実施要綱に基づき、「看護師等を1名以上配置し、預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度とすること」、「本事業を担当する看護師等は、実施保育所等における児童全体の健康管理・衛生管理等の保健的な対応を日常的に行うこと」、「本事業を担当する看護師等は、地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を地域のニーズに応じて定期的に実施すること」が要件となり、体調不良児対応型病児保育にて看護師が配置される場合には、障害児や医療的ケア児の積極的な受け入れについてご対応いただくものと考えております。

・栄養士1人を常勤雇用し、アレルギー児への対応や、栄養・給食業務を充実させ、安心で安全な給食が子どもたちに提供できるよう、補助金を増額して下さい。

食物アレルギー児だけでなく、障害のある子ども、内臓疾患があり食事制限がある子ども、体調不良児等への配慮が必要であり、栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図るとしています。公定価格では、栄養士を活用して給食を実施する場合に栄養管理加算が設けられておりますが、十分な金額とは言えません。また、ここ数年、年々食材等が高騰し、園の負担も多くなっているのが現状です。子どもたちの健全な育ちに直接影響のある給食の内容を充実させるために、栄養管理担当職員として1人雇用できるだけの補助金の増額を要望します。

(ア) 栄養士 ①給与180,000円×12ヶ月 = 2,160,000円

②賞与180,000円×4ヶ月 = 720,000円

(イ) 食材の高騰、給食内容充実のため、1人1日あたり50円値上げする。

③定員100名として50円×100人×22日 = 110,000円／月

110,000×12ヶ月 = 1,320,000円／年

合計 ①+②+③=4,200,000円

【回答】

栄養士に関する補助については、公定価格において栄養管理加算が措置されており、令和2年度には栄養士を配置した場合の加算金額が増額されたところであります。引き続き国の動向を注視してまいります。

なお、保育士等処遇改善事業補助金については、栄養士も補助対象としております。

また、物価高騰に係る食材料費に対する支援については、幼児教育・保育施設に対する物価高騰対策給食費補助金により助成を行っております。

・障がい児保育の受入が進むよう、事前の面談、入所後の加配認定方法の柔軟化、施設整備の促進など、補助の増額等について検討して下さい。

障がい児保育の制度においては、入所前に置いては、1：1加配の認定基準の緩和化、すでに入所している障がい児について1：1を認める制度作りを進めて下さい。幼稚園の制度には園独自で気になる子がいる場合に、園による判断で加配等による補助があります。また、加配1人あたりの単価は常勤保育士を採用するには十分ではなく、加配対応するにあたっては更なる処遇の向上が必要です。昨今障がいを持った子どもへの様々な環境の配慮はインクルーシブ保育の観点からも重要であり、同じ幼児教育を受ける施設として同一の処遇をともつことができるよう、これらの格差を是正するためにも対応を検討して下さい。

【回答】

障害児保育における加配適用基準や取扱いについては、育成支援制度の見直しを含めて研究してまいります。また、特別保育事業費補助金における障害児保育対策事業については、引き続き予算の確保に努めてまいります。

・学識経験者、専門知識や資格を持った方が協働的に保育を支援する体制づくりができるよう検討して下さい。

令和2年6月の「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」では、今後自治体に求められる主な施策として、「各現場・保育団体・保育士養成施設等との緊密な連携によるキャリアアップ研修などの機会の確保」、「地域における保育・幼児教育関係者のネットワーク構築と協議の場づくりの支援」、「現場の実践を支援する人材の育成・配置」が挙げられております。そこで、本市においても保育の質の向上に向けて、特に学識経験者や専門資格(臨床心理士等)、専門知識を持った方が保育に協働的に関わる体制づくりなど、こうした取り組みを促進するための基礎づくりに努めて下さい。

【回答】

現在、さいたま市幼児教育・保育推進員として、専門的知見を有する学識経験者や臨床心理士、臨床発達心理士等が登録しています。認可保育所等巡回保育相談事業・認可保育所等保育相談員派遣事業(保育課)の他、幼児教育アドバイザー派遣事業では、幼児教育・保育推進員を園に派遣し、支援できるようになっています。なお、令和6年度には、幼児教育アドバイザー派遣事業の相談内容をより園のニーズに応えられる内容にし、多くの園に派遣することができるようになります。

また、実技・技能的なものから人材育成に係ることまで、多様な内容の保育施設職員研修(保育課)や保育者資質向上研修(幼児・放課後児童課)の開催、学識経験者を講師とする公開保育研修会などを開催している他、近年求められている幼保小連携に関する研修会として、平日夜間に学びたい人のニーズに応える任意研修「教師力」パワーアップ講座を実施しています。さらに、内定者を対象とした研修を実施し、学識経験者による本市の目指す保育について学ぶ他、勤務に対する不安を軽減し期待をもってスタートが切れるように支援しています。今後も、幼児教育・保育の質の向上につながる体制作りに一層努めてまいります。

・研修事業に関する代替職員を確保する為の措置を講じて下さい。

各施設で質の向上に向けた研修体制の強化を目指していますが、日々多忙な業務量を抱え、更に人手不足の中で、研修体制の確保が進まないのが現状です。また、公定価格の基本分単価に研修の代替職員の配置が含まれております。

また、令和5年度以降段階的に処遇改善加算Ⅱの補助金交付に必須となる保育士等キャリアアップによる研修制度も加味して、研修に対する必要性が拡大する中、まだまだ充分とは言えません。そこで、研修事業に関する代替職員を確保する為の補助を要望します。

【回答】

新制度では、保育士1人当たり年間2日の研修機会を確保するための代替職員の配置について、公定価格で措置されておりました。国はさらなる財源を確保したことにより、平成29年度から年間3日へ引き上げられたところです。代替職員の配置の確保については、今後も国の動向を注視してまいります。

- ・保育士配置+1名以上で配置をした際に加算する制度を創設してください。

認定こども園においては、経験年数の有無に関係なくチーム保育加配加算の制度が利用定員の区分あり職員を配置することができる。

しかし、保育所におけるチーム保育推進加算については、職員の平均勤続年数が12年以上の保育所において、必要保育士数（公定価格の基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる数）を超えて保育士を配置し、キャリアを積んだ保育士が若手保育士とともにチームで保育する体制を構築した場合に保育士1人分の人件費を加算するものであり、チーム保育体制の整備による保育士の負担軽減を図るほか、キャリアに応じた賃金改善によって保育士の定着を促進し、全体としての保育の質の向上を図るものであるとされている。

また、今年度よりチーム保育推進加算の充実を行った。条件は、利用定員121人以上の保育所に2人までの加配を可能とする拡充を行った。目的としては、保育士の負担軽減、子どもの安心・安全な保育環境の整備を推進することとされた。

その結果、平均勤続年数が12年以上の保育所、利用定員121人以上の保育所、認定こども園に通うことの保育の格差と保育士の業務の格差を生むこととなってしまった。その為、さいたま市独自の制度として『平均勤続年数が12年以上の保育所、利用定員121人以上の保育所』以外の保育所に保育士配置+1名以上で配置をした際に加算する制度の創設を検討して下さい。

【回答】

国の「こども未来戦略方針」において、4・5歳児の職員配置基準の改善に対応する新たな加算措置を設けることが示されているところです。チーム保育推進加算等の市独自の制度創設については、国の動向を注視しながら、必要に応じて検討してまいります。

- ・さいたま市私立保育園協会に関する研修補助費を増額して下さい。

急激な私立認可保育園の増加を受けて、さいたま市私立保育園協会の業務量が激増していますが、市からの補助費は以前から据え置かれています。私たちとしても来年度以降の処遇改善Ⅱの研修必須化を踏まえ、保育士等キャリアアップ研修を進めるなど、私立保育園の負担軽減に努めています。また、保育士確保に向けた取組も他団体とも協力し、質の向上を含めて事業の検討を進めています。新設園が増える中、量の増加に伴う質の改善に向けた研修事業の強化、各園へのサポート体制の強化、公益事業の推進など、業務の必要性が増している現状を鑑み対応できるよう協会への補助費の増額を要望します。

【回答】

職員研修費補助金の増額については、他都市の動向等も参考にしながら、検討してまいりたいと考えております。

また、貴協会の共催による保育研究大会や保育課が主催するアレルギー研修やグループ別実践研修等、様々な研修会についてもご活用ください。

■保育行政に関する事項

- ・新たな制度創設や保育制度の改正などに対しましては、施設へ分かりやすい丁寧な行政説明をして下さい。

子ども子育て支援法の施行で事務作業が変わり、質問への回答や記入例の提示等、各種対応をして頂いておりますが、手続きが滞りなく進むよう、より分かりやすく丁寧な説明を求めます。特に今回の幼児教育の無償化については開始後も様々な議論が起こることが予想されています。互いに手を取り合ってよりよい制度改革に向けた話し合いをお願いします。

【回答】

新たな制度創設や保育制度の改正等に対しては、分かりやすく丁寧な説明を行い、ご理解いただけるよう努めてまいります。

- ・様々なニーズの変化に伴い、保育所の量的・質的变化が求められています。幼保連携型認定こども園・保育所が他認定こども園への移行を柔軟に検討できるよう検討を進めて下さい。

平成26年4月に内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室から「認定こども園への移行について」の事務連絡が出ておりますが、当市では基準を満たしているにも関わらず、こども園への移行を希望する保育園の認可、認定が未だ行われておりません。また、市内においては1号認定子どもの教育的ニーズに対する高まりを受け、市民ニーズも高まりつつあります。児童福祉施設からの認定こども園への移行は、養護と教育を軸とし運営をしてきた認可保育所の精神を踏まえ、幼稚園からの移行とは違う利用者ニーズをとらえることができ、さいたま市内の子育て支援の力を高めることにつながります。

事業者の意向を踏まえて、早急に認可保育所の幼保連携型認定こども園や保育所型認定こども園への移行が柔軟にできる体制づくりを進めて下さい。

【回答】

本市では、近年の就学前児童数の傾向が減少傾向となっている中、保育需要が年々増加していることから、2号・3号認定の子どもの受入枠は不足しておりますが、1号認定の子どもの受入枠は既に充足している状況にあります。

そのため、子ども・子育て支援法に基づいて策定している「第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン」においては、1号認定の子どもの受入枠を増やさない計画としておりますので、1号認定の子どもの受入枠の増加を伴う認可保育所から認定こども園への移行は、行っていないところです。

今後についても、需要と供給のバランスを考慮し、地域の実情に応じた教育・保育の提供体制を整えてまいります。

■公募の公平性に関する事項

- ・保育所の公募が更に公平となる評価基準作りを進めて下さい。

昨年度、「公立保育所のあり方に関する基本方針」策定に向けた方向性についてのアンケートが実施されました。別添1の資料の中で『(5) 公立保育所の再編』の項目の中で、今後の保育需要が比較的高く、近隣に民間保育所等の整備が見込まれる地域や、民間保育所等が整備され、保育需要を満たす保育の受け皿の確保がなされている地域など、民間による保育の提供の継続が見込まれる地域にある公立保育所を民営化するとされています。

令和5年度に「基本方針」を策定。準備期間を経て、令和9年度から令和12年度までの間に基幹型公立園の設置(機能向上)と民営化の実施(再編)を開始。以降、毎年度数園程度民営化を実施し、保育資源の集約による更なる機能向上を段階的に進めていくとされています。

したがって、令和7年度以降に民間保育所に移行する公立保育所の公募が行われることが予想される。公募を行う際に最も重要なことは誰が見ても公平であることと当協会は考えている。その為、評価基準を作る際には当会の役員も評価基準の検討の委員会等に入ることを検討して下さい。

【回答】

公立保育所の民間移管を行う際の運営事業者の公募にあたっては、公平な評価基準の策定や公平な審査を行うことができる選定委員会等による事業者選定が必要であると考えております。

公募にあたっての具体的な方法については、公立保育所の民間移管を先行して実施している他都市の事例も研究しながら検討してまいります。

■宿舎借り上げ支援事業の充実に関する事項

- 採用後 7 年になっている、保育士宿舎借り上げ支援事業の継続をお願いします。

保育士用の宿舎を借り上げるために必要な費用の一部を支援することで、保育士の就業継続を支援し、働きやすい環境を整備することを目的としている保育士宿舎借り上げ支援事業である。

令和 5 年度においては、事業の対象となる者とならない者との公平性等に鑑み、令和 4 年度に引き続き、対象期間の段階的な見直し（8 年→7 年）となった。

近年、保育士確保が困難を極める中、保育士確保・職場定着等の国の施策として平成 28 年度より、宿舎借上げ支援事業が施行され、各保育園では有効に活用させていただいております。

保育士確保と職場定着を図るうえで、宿舎借り上げ支援事業を今年度同様の 7 年目以降も継続できるように検討して下さい。

また、引き続き長期間にわたり実施していただきたくこども家庭庁に事業の継続を要望して頂く様お願い申し上げます。

【回答】

保育士宿舎借り上げ支援事業については、国の定めにより、令和 3 年度から毎年 1 年ずつ対象期間の段階的な見直しがされており、来年度以降も見直しがなされることが想定されます。

ただし、経過措置として利用初年度の対象期間が適用されているため、令和 2 年度以前に当該補助事業の利用をされた方は、10 年間の利用が可能になっております。

当該事業は、保育士確保及び職場定着に効果あるものと認識しており、補助制度にあり方について、引き続き検討してまいります。

また、引き続き、同事業が恒久的な事業となるよう国に対して要望を実施してまいります。

- 保育士以外の職員も対象にしないと公平でない保育園で働くすべての人に支援を広げて下さい。

保育園で働く職員の中で、宿舎借り上げ支援事業の対象となる者とならない者との公平性が不明確なため、保育士以外の職員も対象として下さい。

保育園で働く人材確保が困難を極める中、保育従事者等の人材確保・職場定着等の国の施策として平成 28 年度より、宿舎借上げ支援事業が施行され、各保育園では有効に活用させていただいております。

しかし、近隣区では宿舎借上げ支援事業が 1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上常態的に勤務する職員全員が対象のため、宿舎借上げ支援事業の対象外となっている栄養士、調理師等から同じ保育園で働いているに公平でないとの意見がございます。

国が定めている、『宿舎借り上げ支援事業の対象となる者とならない者との公平性が不明確』であるので支援の検討をお願いいたします。

また、こども家庭庁に事業の対象者の拡大の要望して頂く様お願い申し上げます。具体的には以下の通りです。

- 保育士だけではなく他の職員も対象としてください。
- 過去に市内の保育所等で勤務していて、補助対象となっていた保育士の通算 7 年の年限を撤廃してください。
- 制度の引き続きの継続をお願いします。

【回答】

保育士宿舎借り上げ支援事業については、国の規定に準じ、対象者は保育士としております。

なお、本市においては、保育士としてみなされている保健師又は看護師（さいたま市民間保育所設置認可等実施要綱に基づく）も対象にしているところです。

また、過去に市内の保育所等で勤務していた場合でも、退職し、新たに市内の保育所等に採用された場合は、採用年数要件は1年目として通算することになっております。

当該事業は、保育士確保及び職場定着に効果あるものと認識しており、補助制度にあり方について、検討していくとともに、引き続き、同事業が恒久的な事業となるよう国に対して要望を実施してまいります。

■その他

- ・幼児教育の無償化に伴う副食費の徴収事務軽減策について、検討を進めて下さい。

幼児教育の無償化に伴い、副食費の徴収に対する各園の事務負担が増大しています。具体的な徴収事務に対する軽減策について、対応を検討することを進めて下さい。

【回答】

保育所の運営において、これまで内閣府令により、実費徴収等が認められていたことから、副食費の徴収事務についても、これまで実施してきた実費徴収等の徴収事務と併せて実施できるものであると考えておりますが、引き続きさまざまな施策により職員の負担軽減を図ってまいりますので、ご協力をお願いいたします。